

## 第2回 教育委員会会議日程

開催期日 令和元年5月27日(月)

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第4号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第5号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第6 議案第9号 教育委員会委員の学校訪問実施の件
- 日程第7 議案第10号 令和元年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員推薦の件(非公開)
- 日程第8 議案第11号 芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件
- 日程第9 議案第12号 芽室町社会教育委員委嘱の件
- 日程第10 議案第13号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件
- 日程第11 議案第14号 条例改正(芽室町奨学金貸付条例中一部改正)の議案に対する意見申し出の件(非公開)

閉 会

日程第 4

報告第 4 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和元年 5 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

# 令和元年度就学援助認定総括表(平成31年4月認定者保留分)

申請世帯		世帯
認定保留世帯	-1	世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
町民税非課税世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(4月認定者保留分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校	1			1			2
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	1	0	0	1	0	0	2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				2

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			0

## ●準要保護不認定者数一覧(4月分認定者保留分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				0

# 令和元年度就学援助認定総括表

(令和元年5月15日現在)

申請世帯	184	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	155	世帯
要保護世帯	2	世帯
準要保護世帯	153	世帯
経済的困窮世帯	78	世帯
児童扶養手当受給世帯	71	世帯
町民税非課税世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
不認定世帯	29	世帯
認定廃止世帯		世帯

## ◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	184	155	29	2	13.5

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(5月15日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	18	9	12	12	21	13	85
上美生小学校	1	2		3		1	7
芽室西小学校	9	4	8	8	6	4	39
芽室南小学校			1		1	2	4
合計	28	15	21	23	28	20	135

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	18	25	15	58
上美生中学校	2	4	2	8
芽室西中学校	14	12	10	36
合計	34	41	27	102

合計 237

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
6	1	5	8	10	7	37
			1		1	2
2	2		5	3	3	15
						0
8	3	5	14	13	11	54

(中学校)

1年	2年	3年	計
9	13	6	28
	2		2
5	6	2	13
14	21	8	43

合計 97

## ●準要保護不認定者数一覧(5月15日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	5	2	5	3	2	2	19
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	2	1	1	1	5	12
芽室南小学校							0
合計	7	4	6	4	3	7	31

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	4	5	11
上美生中学校				0
芽室西中学校	1	3	1	5
合計	3	7	6	16

合計 47

## ○町民税非課税世帯

芽室西小学校	3年	1人
芽室中学校	1年	1人
芽室西中学校	3年	1人

## ○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1人
-------	----	----

## ◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	1人
芽室西小学校	6年	1人

計 2人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

日程第5

報告第5号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和元年5月27日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第6

議案第9号

教育委員会委員の学校訪問実施の件

教育活動及び教育環境の実情や教育現場の現況を把握することを目的として、教育委員会委員の学校訪問を実施しようとするものであります。

令和元年5月27日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

## 令和元年度教育委員会委員学校訪問実施要領

### 1 学校訪問スケジュール

(1) 6月25日(火) 中央公民館集合 13:00

訪問場所	訪問予定時間	備 考
移動	13:05～13:15	
芽室西小学校	13:20～14:40	
移動	14:45～14:55	

(2) 7月1日(月) 中央公民館集合 8:30

訪問場所	訪問予定時間	備 考
移動	8:30～ 8:55	
上美生中学校	9:00～10:20	
移動	10:25～10:35	上美生中→上美生小
上美生小学校	10:40～12:00	
昼食	12:00～12:40	上美生小にて
移動	12:45～13:05	上美生小→芽室南小
芽室南小学校	13:10～14:30	
移動	14:35～14:45	

(3) 7月5日(金) 中央公民館集合 9:00

訪問場所	訪問予定時間	備 考
移動	9:05～ 9:15	
芽室小学校	9:20～10:40	
移動	10:45～10:55	芽室小→芽室西中
芽室西中学校	11:00～12:20	
移動	12:25～12:35	芽室西中→給食センター
昼食	12:35～13:10	給食センターにて
移動	13:10～13:15	給食センター→芽室中
芽室中学校	13:20～14:40	
移動	14:45～14:55	

※各校とも訪問時間は80分を予定しています。このうち30分程度は説明を受ける時間及び質疑応答に時間を充て、40分から45分程度は授業参観に充てるものとします。



2 訪問者（計 10 人）

教育長及び教育委員（5 人）

武田孝憲教育長、西村嘉博教育長職務代理者、山口祥子委員、田口聡明委員、  
鳥本和宏委員

事務局職員（5 人）

松浦智幸学校教育課長、日下勝祐社会教育課長、中田雅彦総務係長、一色真由美  
学校教育係長、程野仁生涯学習推進アドバイザー

3 教育委員会委員が説明を受ける内容等

(1) 学校経営の理念

(2) 確かな学力の育成

- ・前年度の全国学力・学習状況調査や本年度の同調査結果を踏まえた、学校における現在までの具体的な取組や今後の取組予定について
- ・学校図書を活用した朝読書、朝学習の取組状況について

(3) 豊かな心と健やかな体の育成

- ・豊かな心の育成、規範意識や自己肯定感を高める事業の実施予定について
- ・いじめや不登校等を未然に防ぐ取り組みや児童・生徒の実態について
- ・前年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえた、学校における現在までの具体的な取組や今後の取組予定について
- ・教育委員会が提唱する「3つの心運動」と連携した道德教育の推進内容について
- ・朝食を食べない児童・生徒がいないことを目指し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の定着啓発の取組内容について

(4) 信頼される学校づくり

- ・学校情報の積極的発信の取組について
- ・学校評価等の適切な実施及びその結果公表と学校改善の取組内容について
- ・災害時等の危機管理体制や不審者対策、緊急時の連絡体制について
- ・地域、保護者からの学校への期待感をどの様に受け止めているかについて

(5) 授業参観

※（1）については学校長から説明を求めるものとします。

※効率的に説明を受けるため、あらかじめ各校の学校経営計画及び上記内容に関する説明資料を提供願うこととします。

日程第7

議案第10号

令和元年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員推薦の件（非公開）

第12地区教科書採択教育委員会協議会規約第11条第3項の規定に基づき、委員を推薦しようとするものあります。

令和元年5月27日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第 8

議案第 11 号

芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

芽室町学校給食センター条例施行規則第 8 条第 1 項並びに第 2 項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和元年 5 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

## 芽室町学校給食運営協議会委員名簿

	所属等	氏名	備 考
1	学 校 (校長会)	ヨシフジ キヨタカ 吉 藤 清 孝	芽室小学校校長 H31. 4. 1～
2	学 校 (教頭会)	ヨコヤマ カズヒト 横 山 一 仁	芽室中学校教頭
3	学 校 (養護教諭)	ヨシダ 吉 田 かおる	芽室小学校養護教諭
4	〃	ウエムラ ヤスコ 植 村 靖 子	芽室西小学校養護教諭
5	〃	チダ ルイ 千 田 留 依	上美生中学校養護教諭
6	関係団体	スギヤマ ミキ 杉 山 美 希	芽室小学校保護者
7	〃	ホリ 堀 ミキ 堀 美 希	芽室西小学校保護者
8	〃	アンドウ カナエ 安 藤 佳 苗	芽室南小学校保護者
9	〃	ナカステ ユカ 中 捨 由 香	芽室中学校保護者 (新任) H31. 4. 27～
10	〃	ササキ アツコ 佐々木 敦 子	芽室西中学校保護者
11	〃	キタミツ ダイシ 北 密 大 士	上美生小・中学校保護者
12	学識経験者	ソネ ヨシツグ 曾 根 義 継	芽室町学校薬剤師

【任期：平成30年6月1日～令和2年5月31日】

昭和49年4月18日

教委規則第1号

（運営協議会事務局）

第7条 学校給食運営協議会(以下「協議会」という。)事務局は、学校給食センター内に置く。

（協議会の組織）

第8条 協議会は、委員14人以内をもって組織し、学校及び関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 前項に規定する委員の任期は2年とし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議会の業務）

第9条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 衛生管理の徹底についての協力及び助言
- (2) 給食内容、給食計画についての意見調整
- (3) 保護者からの給食費徴収及び納入の助長
- (4) その他必要とする業務

（協議会の役員）

第10条 協議会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長をつとめる。

第12条 削除

（協議会の費用弁償）

第13条 協議会の会議出席並びに協議会を代表して出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償の額は、職員旅費支給条例(昭和26年芽室町条例第23号)に定める2級相当額とし、支給方法は町職員の旅費支給の例による。

日程第9

議案第12号

芽室町社会教育委員委嘱の件

芽室町社会教育委員設置条例第2条及び第4条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和元年5月27日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

## 芽室町社会教育委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学校教育関係	おざわ かずのり 小澤 一記	芽室町立芽室中学校長	新任
学校教育関係	よしふじ きよたか 吉藤 清孝	芽室町立芽室小学校長	新任
社会教育関係	てしま せつこ 手島 節子	芽室町文化協会	再任
社会教育関係	こだま ひさし 児玉 久	芽室町体育会	再任
家庭教育関係	たかみち ゆたか 高道 豊	芽室町PTA連合会	新任
学識経験者	しまかげ ゆりか 島影 由里香		再任
学識経験者	いわの まさし 岩野 真志		再任
学識経験者	ふくい えいこ 福井 栄子		再任
学識経験者	さかもと みちよ 坂本 真智代		再任
学識経験者	すずき おさむ 鈴木 修		再任
学識経験者	しまの なつみ 嶋野 奈津美	(公募)	新任
学識経験者	さとう ひでき 佐藤 英樹	(公募)	新任

※ 任期 令和元年6月1日から令和3年5月31日

○芽室町社会教育委員設置条例

平成 15 年 3 月 26 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、芽室町社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員は、15 人以内とする。

(委員長等)

第 3 条 委員に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第 5 条 委員の会議は、委員長が招集する。

(解嘱)

第 6 条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも委員を解嘱することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の社会教育委員の定数及び任期に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第 1 条の規定により置かれている社会教育委員は、この条例による改正後の芽室町社会教育委員設置条例(以下「改正後の条例」という。)第 1 条の規定により置かれた芽室町社会教育委員とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第 1 条の規定により芽室町社会教育委員に任命されている者は、改正後の条例第 2 条第 1 項の規定により芽室町社会教育委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の条例第 1 条の規定により任命された日から起算する。



日程第 10

議案第 13 号

芽室町図書館協議会委員委嘱の件

芽室町図書館設置及び管理条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和元年 5 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

芽室町図書館協議会委員委嘱予定者名簿

○委嘱予定者	大 村 篤 志	芽室西小学校長
	久 保 睦 則	芽室西中学校長
	土 屋 亮	芽室高等学校長
	小 池 和 枝	社会教育関係者
	番 屋 雪 江	社会教育関係者
	山 下 正	学識経験者
	栗 栖 尚 子	学識経験者
	松 久 大 樹	学識経験者

○委嘱期間 令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日

○委嘱の理由

令和元年5月31日付け任期満了に伴い、芽室町図書館設置及び管理規則第6条第2項の規定に基づき図書館協議会委員を委嘱しようとするものであります。

## 芽室町図書館協議会委員予定者名簿

所 属	氏 名	備考
学校教育関係者（芽室西小学校長）	オオムラ アツシ 大村 篤志	
学校教育関係者（芽室西中学校長）	クボ ムツリ 久保 睦則	
学校教育関係者（芽室高等学校長）	ツチヤ マコト 土屋 亮	
社会教育関係者（布の絵本サークルひよこひよこ）	コイケ カズエ 小池 和枝	
社会教育関係者（むぎの穂）	バンヤ ユキエ 番屋 雪江	
学識経験者            公 募	ヤマシタ タダシ 山下 正	
学識経験者            公 募	クリス ナオコ 栗栖 尚子	
学識経験者            公 募	マツヒサ タイキ 松久 大樹	

※任期 令和元年6月1日～令和3年5月31日

○芽室町図書館設置及び管理条例

平成12年3月10日条例第8号

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定に基づき、芽室町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、教育委員会は特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

日程第 1 1

議案第 1 4 号

条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見  
申し出の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和元年 5 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲